

事業ごみの収集運搬・持込みについて

収集運搬・持込の方法

○事業ごみ（一般廃棄物）は、町が許可した一般廃棄物（事業系固形）収集運搬業者（以下「許可業者」）によって収集運搬を行うか、事業所自らポックルくろだおへ持ち込むことになっています。

○事業ごみは、家庭ごみ集積所には出すことはできません。

○事業ごみ指定袋は、安芸太田町役場（本庁、各支所、ポックルくろだお）及び事業ごみ指定袋販売店で取り扱っています。詳しくは販売店一覧表をご覧ください。

①収集運搬を許可業者に依頼する場合

町指定の事業ごみ指定袋に入れたものを、許可業者が収集運搬します。

指定袋（処理手数料）の費用とは別に、許可業者に対して収集運搬手数料が必要となります。（詳細は許可業者の方へお尋ねください。）

◇事業ごみ指定袋の種類と単価◇

表 1

種類	単価 (1枚)	使用できる袋の種類							
		燃えるごみ	衣類・布類	古紙類	缶	ビン	燃えないごみ	ペットボトル	その他プラスチック
450袋	103 円	○	○	○	○	○	○	○	○
700袋	154 円	○	○	○	○	×	×	○	○
900袋	206 円	○	○	○	○	×	×	○	○

※分別区分が同じものでも、1つの指定袋には以下の表2の「種類」の欄の範囲で入れてください。

②事業所自らポックルくろだおに搬入する場合

○事業ごみ指定袋に入れて持ち込む場合⇒ごみの分別区分毎に計量を行います。処理手数料は不要です。

○事業ごみ指定袋を使用せずに持ち込む場合⇒ごみの分別区分毎に計量を行います。重量に応じた処理手数料が必要です。（以下の手数料をご確認ください。）

◇分別区分（種類）とごみ処理手数料◇

表 2

分別区分		種 類	ごみ処理手数料 (10kg 単位)
燃えるごみ		再生のきかない紙くず、生ごみ、木くず 等	115 円
資源ごみ	衣類・布類	古着、カーテン、タオルケット 等	65 円
	古紙類	ダンボール、新聞紙、雑誌、その他の紙類（名刺サイズ以上） ※種類毎で束ねてください。	
		シュレッダー紙 ※事業所では「資源ごみ」になります。	
	缶	飲物の缶、缶詰の缶 等	
	ビン	飲物のビン、調味料のビン 等	
燃えないごみ		金属類	115 円
		陶器・ガラス類	
		その他（履物、革製品 等）	
プラスチック ごみ	ペットボトル	ペットボトル	140 円
	その他プラスチック	白色トレイ、ビニール製品 等	

※分別区分が同じものでも、「種類」の欄の範囲で分別したうえで持ち込んでください。

※ごみを運搬される際には、ごみや汚水が飛散しないように充分注意してください。

※有害物（乾電池、蛍光灯）については、産業廃棄物のため受入ができません。

■お問合せ先 衛生対策室 電話：23-1120 FAX：23-1170